

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第60回

労務

物流業界の2024年問題

Q 当社は、物流業界の2024年問題に
対処するために各種対
応を進めてきました。
対応状況が十分か、今
一度点検したいので、
ポイントを教えてください。

物流業界の 2024年問題

2024年4月1日か
らドライバーの年間の時
間外労働時間の上限が9
60時間までに規制され
ます。これにより、物流
業界で慢性化・常態化し
ていたドライバーの長時
間労働の是正が期待され
ますが、他方で、以下の
ような様々な問題が生じ
ることが懸念されていま
す。この上限規制の適用
によって生じる様々な問
題は総称して「物流業界

の2024年問題」と呼
ばれます。指摘されてい
る問題の具体的な内容は
以下のとおりです。
(1)物流速度や利便性の低
下
ドライバーの走行距離
が短くなることにより運
送にも数日余分な日数が
かかる可能性があります。
(2)物流企業の収益悪化
ドライバーの走行距離
が短くなることで積載量
が減り、物流に携わる企
業の売上や利益の低下を
招く可能性があります。
(3)荷主の負担増加又は物
流企業の経営難

物流企業は、収益低下
を補うために、運賃を上
げることが予想され、そ
れに伴って荷主の負担す
るコストの増加が見込ま
れます。他方で、運賃を
上げることができない物
流企業は、自社の経営維
持が困難になる可能性が
あります。
(4)消費者の負担増加
荷主の負担するコスト
が増加すると、荷主が増
加分を商品価格に転嫁
し、消費者の負担が増え
る可能性があります。
(5)ドライバーの賃金減少
と離職の可能性
ドライバーの走行距離
や労働時間が減少する
と、走行距離や労働時間
によって算出されていた
ドライバーの賃金も減少
する可能性があります。
その結果、ドライバーの
離職を招き、新規の採用
も難しくなり、結果とし
て物流企業における人手
不足問題の深刻化を招く
可能性があります。

必要とされる対策
相談者の企業では、す
でに対応を進めていると
のことですが、必要ない
応のポイントをコンパク
トにまとめましたので、
以下の内容を参考にし
てください。
(1)ドライバーの稼働状況
の把握
従来の長時間労働を前
提にした働き方だと物流
業界の2024年問題を
乗り越えられませんか
で、従来の働き方を見直
する必要があります。まず
やらなければならぬこ
とは、ドライバーの稼働
状況の把握です。
(2)労働時間の確定
把握した稼働状況を踏
まえ、実際の労働時間を
確認していく必要があります。
例えば、休憩時間、
手待ち時間、洗車時間な
どを労働時間として捉え
ていない会社もあるかも
しれませんが、労働時間
に含まれる場合が多いと
思いますので、自社や業
界の従来例に従うた
けではなく、弁護士や社
会保険労務士といった外
部の専門家に確認しなが
ら適切な労働時間の把握
に努めることが重要で
す。
(3)不必要な労働時間の削
減

実際の労働時間を把握
した後に、不必要な労働
時間を削減する必要があります。
物流業界特有
の非効率な時間として
待機時間があります。こ
の問題の解消には荷主の
協力も必要になります
が、荷主と状況や課題を
共有し、不必要な待機時
間を削減するように努め
る必要があります。待機
時間の削減は、ドライバ
ーの拘束時間短縮だけ
なく、早期配達の実現や、
運賃・料金の削減等にも
つながる話なので、そ
うした目的も織り交ぜなが
ら話し合いを進めるのが
有益です。その他にも
運行ルートの改善、中継
拠点の導入や整備、高速
道路・鉄道・フェリーの
活用等を検討してい
ます。
(4)不必要な残業代の削減
ドライバーについては
難しいかもしれませんが、
自社の事務部門等
で不必要な残業代が発生し
ていないかもこの機会に
確認してください。残業
代を減らすためにあえて仕
事を作らせないでいる
社員がいるかもしれませ
ん。対応方法の一つとし

て、残業を事前許可制に
する方法があります。導
入の可否を検討しま
す。事前許可制が難し
い場合でも、残業の具
体的な内容を報告し
てもらい、事後的に内容のチェ
ックを行う方法も有効な
ので、導入の可否を
検討します。
(5)評価基準変更の検討
自社の評価基準が長時
間労働に対してよい評価
を与えるような制度にな
っている場合は、評価
基準自体を見直し、具
体的な成果や現実的な貢
献度合いに応じた評価制度の
導入を検討します。
(6)賃金制度変更の検討
固定残業代制度を導入
している企業も多いと思
います。しかし、適切に
労働時間を把握し、それ
に応じて賃金を支払え
ば、固定残業代は不要な
制度です。そのため、こ
の機会に無駄のない賃金
制度になっているかを確
認し、無駄があれば変更
を検討してください。
(7)デジタル化や機械化
従来の業務過程を見直
し、デジタル化や機械化
(デジタルトランスフォー
メーション/DX)し

て業務効率の改善を図
ることも検討します。例
えば、配車や配送計画のデ
ジタル化、勤怠管理シ
ステムや車両運行管理シ
ステムの導入や改善、伝票
や送付状のデータ化等、
様々な改善点があると思
いますので、予算の兼ね
合いもあるところでは
ありますが、効率化できる部分
がないかを検討してい
ます。
(8)適正な運賃・料金への
改定
前記の対応とともに検
討が必要なのは、適正な
運賃や料金の確保です。
この点について、国土交
通省からトラック輸送の
一標準的な運賃が示さ
れていますので(令和2
年4月24日付の告示)、
その内容を確認したうえ
で、必要に応じて荷主と

話し合いをする必要があ
ります。荷主から適正な
運賃や料金を収受できな
ければ、物流企業がその
しわ寄せを受けること
になり、自社の経営悪化を
招き兼ねませんので、非
常に重要なポイントで
す。告示自体は令和6年
3月31日までの時限的措
置ではありますが、引き
続き「J」の指針として参
考になります。今後の
継続や新しい告示又は立
法化の動向もあるかも
しれませんので、継続的に
確認し、見直しを検討し
ていく必要があります。

札幌市中央区大通西
11の4の22 第2大通
藤井ビル8F、電話0
11-210-1750
1 <https://ambitious.jp>